

令和3年5月31日

緊急事態宣言の再度延長を踏まえた調布市の対応方針（案）について （6月1日から6月20日までの対応）

国は、令和3年5月28日、東京都を含む9都道府県を対象に、5月31日を期限として発出している新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を6月20日まで再度延長することを決定しました。

これを受け、東京都は、国の基本的対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための人流の抑制を最優先に、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛要請、施設の利用休止の要請及びイベントの開催制限など、東京都における緊急事態措置等を決定しました。

都内の感染状況及び医療提供体制の状況は、3回目の緊急事態宣言の発出及び延長を受けて、新規感染者数の減少傾向が見られるものの、療養者数及び重症者数は依然として高い水準が続いており、変異ウイルスによる急速な感染拡大に対する最大限の警戒のもと、全体として予断を許さない状況であると認識されています。このため、感染状況を十分に改善させ、医療のひっ迫の状況を回避するとともに、感染拡大を抑え込むための対策を継続する必要があります。

市は、国及び東京都の方針や措置等を的確に踏まえるとともに、市内における感染状況や医療提供体制の状況を的確に把握し、引き続き、感染防止対策の徹底を図るため、市の対応方針を以下のとおり定めます。

1 基本的な考え方

市は、国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の再度の延長を受けて、市内における感染拡大を防ぎ、医療提供体制がひっ迫する状況を回避するため、基本的な感染防止対策を継続するとともに、公共施設における利用やイベント等の取扱いについては、人流の抑制を図りつつ、効果的な感染防止対策を重点的に実施するなど、適切な対応を図ることとする。

そのため、以下の基本的な対応方針に基づき、「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン」の見直しを含め、統一的な対応を図

る。

なお、今後とも、国や東京都の動向、市内の感染状況等を踏まえ、必要な対応及び対策の見直しを随時実施する。

2 基本的な対応方針

(1) 市の公共施設の利用制限等

文化施設、スポーツ施設、コミュニティ施設、図書館、公民館、博物館などの市の公共施設については、東京都の緊急事態措置等における営業時間短縮に係る要請等の趣旨を踏まえ、夜間の施設利用に関しては20時まで利用を終了するよう協力を要請する。

施設利用に当たっては、収容率及び参加人数に沿った制限を行う（50パーセント以内、収容定員の定めがない場合は十分な間隔・距離（2m、最低でも1m）を確保。1,000人を超えるイベント等の別途協議。）。

なお、感染拡大防止を理由とした既納の施設利用料金の還付等については、適切に対応する。

(2) イベント等の開催にかかわる対応

市が実施するイベント等の開催は、感染防止対策を徹底したうえで実施する。開催に当たっては、感染防止対策として、参加人数の抑制や入場整理等により密集の回避を図るとともに、オンライン配信など効果的な手法の活用を検討する。終了時間は基本20時までとする。

なお、調布駅前広場におけるイベントスペースの貸出しは休止する（人と人との接触を極力回避するための行動制限及び人流の抑制を図るための不要不急の外出自粛が求められること、また、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場が設置・運営されることなどを踏まえた対応が必要であるため）。

(3) 学校・児童福祉施設等の運営継続

小学校・中学校、認可保育園、学童クラブ、ユーフォー（放課後子供教室事業）については、感染防止対策を徹底したうえで、運営を継続する。

(4) 学校施設開放等の休止

学校施設開放等の事業については、児童・生徒の感染防止対策を優先するとともに、日中も含めた不要不急の外出の自粛が求められることから、原則として休止する。

(5) 基本的な感染防止対策の徹底

基本的な感染防止対策(手洗いの徹底、マスクの着用、こまめな換気、3密の回避、共用物品の消毒など)の徹底を継続する。

また、飲食の場面に対する感染防止対策を強化するため、施設内及びイベント等での飲食等に関する制限を継続する(調理室は利用休止。ただし、必要な水分補給は除く。)

(6) 市主催の会議等の対応

市が実施する協議会や住民説明会などを開催する場合は、感染防止対策として、参加人数の抑制やオンライン会議、映像配信などの効果的な手法の活用を検討する。

(7) 対応方針の適用について

本対応方針の適用開始日については、事前の告知や広報、キャンセル等の問合せなど、市民への影響等を考慮して必要な周知を行うこととし、6月1日以降、施設ごとに適切に周知等の対応を行ったうえで速やかに適用することを基本とする。

映画館・美術館は時短営業へ、全面休業から緩和 東京都

今月末に期限を迎える新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言をめぐり、東京都は27日、独自に休業要請している映画館や美術館などの大規模文化施設について、6月1日からの再延長時に措置を緩和する方向で調整に入った。

営業時間の短縮要請に切り替える方針で、平日に限った営業などを想定している。一方、百貨店など商業施設の扱いについては引き続き調整する。

政府は5月12日からの宣言延長に伴い、大型施設の「休業要請」を「時短要請」に見直す一方、知事が独自に判断することも認めた。これを受け、都と大阪府は全面的な休業要請を継続している。

都は各施設の営業再開に当たっては、人数制限などの感染防止対策を徹底するよう求める。土日は人出がさらに増える懸念があるため、引き続き休業を求める方向だ。

小池百合子都知事は27日、再延長時の対応について記者団に「検討している」と述べた。都には業界団体や都議会から緩和を求める声上がる半面、同日のモニタリング会議では、専門家が引き続き人出を抑制するよう要請した。

一方、大阪府は再延長された場合、現在全面的に休業を要請している百貨店や映画館などの大規模商業施設の扱いを緩和する方針だ。吉村洋文知事は京都、兵庫両府県と足並みをそろえる意向を示しており、3府県とも休業は土日のみとし、平日は営業時間の短縮要請にとどめるとみられる。

3府県は飲食店への酒類提供禁止の要請なども継続する見通し。

ただ、スポーツなどのイベントでは今後も対応が分かれそうだ。現在は、大阪が原則無観客開催なのに対し、京都と兵庫は人数制限しつつ開催を容認。吉村

氏は再延長後の扱いについて、平日の観客受け入れを認めつつ、「土日は無観客をお願いしたい」としている

人流の抑制を図りながら、基本的な感染防止対策を継続するとともに、長引く市民生活及び市民活動への制限に伴う影響等を考慮し、公共施設における利用制限及びイベント等の開催制限などに関する有効な対策を適切に講じることとする。

既に施設予約等を済ませている利用者においても

(市長意見を踏まえ・・・)

また、市は、緊急事態宣言やワクチン接種会場の確保等を理由として、やむを得ず施設の利用を制限する必要があることなどについて、利用者等に対して事前に周知する。